

●文教委員会所管

民主的な学校づくりの実現について

◆福田たえ美 委員 私からは、まず、民主的な学校づくりの実現について伺ってまいります。

まず、生徒の指導方法などを現場の参考として活用されてきたのが生徒指導提要であります。初めて作成、公表された二〇一〇年から十二年が経過をした今年八月下旬に、文部科学省より改訂版案が公表され、近々正式に発表されるという予定です。改訂版では、民主的な学校の実現の鍵を握る校則の運用見直しに関する記述が充実をしております。特に、絶えず積極的に見直していく重要性を強く打ち出していること、もう一つに児童生徒が校則の理解を深めることで主体的に遵守する教育的な意義に触れ、見直し過程に児童生徒が関わることを望ましいとした二点であります。

ここで伺います。文部科学省において、生徒指導提要を改訂する予定ですが、民主的な学校づくりが必要と考えますが、教育委員会の認識をお伺いいたします。

◎井元 副参事 生徒指導提要につきましては、平成二十二年に策定され、以降、十年以上が経過し、いじめ防止対策推進法や義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律などが施行されるなど、今日的な状況を踏まえ、生徒指導の概念や取組の方向性等を再整理したものと改訂される予定でございます。

令和四年八月に開催されました協力者会議で提案された改訂案では、生徒指導とは、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができるよう、自発的、主体的な成長や発達を支える教育活動のことであると定義されております。児童生徒が主体的に設定した目標を達成するために、他者の主体性も尊重し、互いの意見を受け止め、協力し合いながら行動する資質や能力を身につけさせることが必要であると認識をしております。

教育委員会としましては、各学校において、校則の運用見直し等も含めまして、生徒指導提要改訂の趣旨を踏まえた生徒指導がなされ、児童生徒が互いの意見を尊重しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送れるよう、指導、助言に努めてまいります。

◆福田たえ美 委員 先ほど、午前中ですけれども、上川委員からもお話がありましたが、校則の公開について、私も公開してあるということで検索をして、ワードが校則と入れますので、各学校全部に入れたんですけれども、出てこないということで、やはりこの検索をしても引っかかってこないということは、公開しているというふうには言えないんじゃないかなということで、改めてこの公開の意義を求めていきたいとも思います。

この中で、二〇一七年に大阪府の女子高生が髪を黒く染めることを強要されたことで不登校となり、大阪府に損害賠償を提訴したということが、全国各地の学校での校則見直し



に大きく動き出すこととなりました。全国的に、いわゆるブラック校則が問題になっていることなどを背景に、令和三年六月、文部科学省から、校則の見直し等に関する取組事例についてとの通知が出されました。要点としては、校則の内容や必要性について、児童生徒、保護者との間に共通理解を持つようにすることや、また、校則の内容は、絶えず積極的に見直さなければならない、児童生徒が話し合う機会を設けるなどをしながら常に見直すことなどと書かれております。

文部科学省が紹介をした岐阜県教育委員会は、校則の改定プロセスを明文化することで、生徒に校則は変えられるものだという認識を持ってもらい、時代に合った教育環境をつかってほしいと述べています。全国では、生徒と学校、保護者の三者協議会などを通じて、生徒の意思を尊重しつつ校則を改善する取組が広がっています。

本区の子ども条例は、前文において、「子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です」と記されております。まさに、この文部科学省の通知を約二十年先取りをした内容であります。世田谷区子ども条例を持つ本区でこそ、岐阜県のような児童生徒が主体的に学校の決まりや校則などを決められる仕組みづくりと校則改定の手続を明文化する取組をする必要があると考えますが、区の見解を伺います。

◎井元 副参事 世田谷区立中学校の校則につきましては、令和元年度より、ホームページ等でその内容を公開し、広く地域や保護者の方々にも周知するとともに、生徒や保護者、地域の方々の意見を踏まえて見直すよう努めてまいりました。

生徒指導提要の改訂版では、校則について、児童生徒が自分事としてその意味を理解し、自主的に校則を守るよう指導していくことが重要であるということや、児童生徒や保護者、学校関係者から意見を聴取した上で定めていくことなどが求められております。

今後とも、各学校において、社会情勢の変化や生徒、保護者、地域の意見等も踏まえながら、適宜、校則の見直しが進められるよう指導してまいります。

### 吃音等への支援について

◆福田たえ美 委員 続きまして、吃音等への支援について伺います。

今年三月に世田谷区内で開かれた注文に時間がかかるカフェというのがテレビで紹介されました。接客に挑戦をしたのは吃音がある若者で、一日限定のカフェです。そこに参加をしていた小学校五年生の児童は、苦手な接客という分野に挑戦する姿は大人にも大きな勇気を与え、私自身、感動を覚えました。

吃音の多くは、二歳から四歳頃から急激に発症する言語の障害の一つで、発声のタイミングがうまくつかめないうえに起こるとされております。発達障害者支援法の中では、発達障害としての位置づけにもなっており、吃音は脳機能に由来するとも言われております。心理的、精神的な要因も強く作用しているとも考えられております。人口の5%に発症す

る吃音は、幼少期に発症し、三年以内に六割から八割が自然に消失をします。しかし、約一%が成人まで残るとされますので、吃音に対する支援が必要な児童生徒が存在するということです。吃音には三つあり、「わ、わ、わたし」と連発をするのと、「わーーたし」と伸ばす伸発、初めに言葉が出てこない難発に分類されております。

この吃音の子どもへの支援には、心理、医療、教育の三つの視点からの支援が必要とされています。世田谷区では、ことばの教室を設置をしていますが、区内の四つの小学校ではどのような指導が行われているのか、状況をお伺いいたします。

◎柏原 教育相談・支援課長 言語障害学級、いわゆることばの教室におきましては、吃音等の話し言葉におけるリズムに障害のある児童、話す、聞く等の言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある児童を対象に必要な指導や支援を行う通級指導学級で、現在、駒沢小学校三学級、烏山北小学校四学級、九品仏小学校二学級、砧小学校二学級の四校に設置しており、五月一日時点で百八十六名の児童がことばの教室に通っております。

ことばの教室では、言葉の聞き分け、発語器官の働きを高めるための練習、より滑らかに話すための練習や周囲への働きかけ方、語彙を増やし、言葉で表現する力を伸ばすための指導や支援を週一回程度行っております。

◆福田たえ美 委員 今のように御説明がりましたが、小学校での通級指導教室は、区内四校でしっかりと支援をしているということですが、中学校になると、この通級指導教室がなくなります。通級指導教室以外の言語聴覚士による相談機関も実は極端に少ないという状況です。一方、吃音のある中学生にとって、学校生活での合理的配慮を教科ごとに受けられるのかという不安とともに、また、中学生という人生の中でも吃音を最も重く感じる時期にも当たっています。中学生の不登校になる要因の一つとしても指摘をされています。

東京都公立学校難聴・言語障害教育研究協議会が発行している中学校、高等学校の先生方向けに、吃音がある生徒への配慮を必要としていることを理解していただくリーフを作成し、啓発活動を行っております。先生方の理解が深まることで、生徒への支援に大きくつながっていくということです。

ここで伺いいたします。吃音等の言葉の障害に悩む中学生への支援が必要と考えますが、区としての考えをお聞かせください。

◎柏原 教育相談・支援課長 言語障害の通級指導学級につきましては、東京都の制度上、小学校のみでの設置となっており、中学校には設置されていない状況でございます。一方で、お話にあったとおり、中学校にも吃音など言葉の障害に悩む生徒もいることから、個々の状態に応じた配慮や支援が行われるよう、中学生や中学校の教員等が相談できる仕組みについて検討を行っていく必要があると認識しております。

教育委員会としましては、ことばの教室に通う児童や保護者、教員に対して、中学校に進学した際の不安や必要とする支援等について調査を行い、ニーズを把握し、吃音等の言葉の障害に悩む中学生の支援策について検討を行ってまいります。

◆福田たえ美 委員 ぜひとも、まずは、小学校の今通っていらっしゃる方もいるということですので、その方々も含めて、今後のニーズについてしっかりと把握をしていただきたいと思います。

ここでもう一つ、言語聴覚士という国家資格をお持ちの方がいますが、この言語聴覚士は、脳卒中後の言語障害や聴覚障害、また、言葉の発達の遅れ、声や発音の障害など、言葉によるこのコミュニケーションの問題というのを、医学的に検査をした上で対処方法を見だし、必要に応じ訓練、指導、助言などの援助を行っております。二〇二二年三月現在では、全国に三万八千人いると言われております。

先日、狛江市に伺ってまいりました。狛江市では、この言語聴覚士も特別支援教育支援チームの一員として、教員と共同で各学級を巡回指導し、先生、また子どもたちに対して専門的知見からアドバイスを行ってまいりました。例えば、最初に言葉が出にくい子どもには、誰か一緒に最初の言葉を発してもらうことで、その後、自然と言葉を発することができるというお子さんもいらっしゃいます。このような合理的配慮を授業中に取り入れることで、つまづきを回避し、少しでも心理的な負担を軽減することができます。

ここで伺います。吃音等への支援には、言語聴覚士などの専門家から専門的な知見を得る必要があると考えます。専門的な知見を得る機会を設けていくべきと考えますが、区の見解を伺います。

◎柏原 教育相談・支援課長 ことばの教室につきましては、指導に当たる教員が言語障害に対する理解や支援の在り方等について専門性を高めていくことが重要であると考えております。ことばの教室では、必要に応じて言語聴覚士などの専門家や学識経験者を招きまして、専門的な知見から指導や助言をいただくなど、その専門性の向上に努めております。

今後、中学生への支援策の検討に合わせて、中学校の教員、言葉の障害に悩む中学生に対して、専門的な知見による助言を得る機会の在り方、こちらについても検討を行ってまいります。

### 不登校児童生徒への支援について

◆福田たえ美 委員 ぜひとも、よろしく願いいたします。

続きまして、不登校児童生徒への支援について伺ってまいります。

約二十年前にスタートをした不登校保護者のつどいは、カウンセラーがコーディネーターとなり、月一回から二回開催をされております。孤立しがちな保護者の情報交換の場で

令和4年9月 決算特別委員会 質疑 福田たえ美  
令和4年10月14日



あり、よりどころにもなっております。令和二年十月九日の決算特別委員会において、私から、不登校保護者のつどいの地域偏在解消を求めてまいりました。コロナ禍により中止となった会場もありましたが、五地域を意識した開催には一歩前進したと実感いたします。ところが、質問をした当時の不登校児童生徒数は、その当時は約九百人台でしたが、現在は急増しており、千二百人近いというふう聞いております。不登校の児童生徒の保護者への支援を、一層きめ細かい地域展開を望む声をいただいております。

ここで伺いいたします。不登校保護者のつどいをより身近な場所で、二十八地区の開催も検討いただきたいと思いますが、区の見解を伺います。

◎柏原 教育相談・支援課長 不登校保護者のつどいにつきましては、保護者の方々が互いに不安や悩みを語り合ったり、情報交換を行ったりすることを通じて、不安を軽減することを目的としており、各地域より多くの保護者の方に参加いただいております。そのため、昨年度より区内五地域で保護者のつどいを開催し、保護者の方がより参加しやすい環境の整備に取り組んだところでございます。

一方で、お話にございましたとおり、不登校児童生徒の数が増加している中、地域での保護者同士のつながりや情報交換の場のさらなる充実が求められているものと認識しております。

今後、保護者のつどいの各地域からの参加状況、また、アンケートの結果を分析しまして、次年度における地域開催の充実に向けた検討を行ってまいります。

◆福田たえ美 委員 不登校保護者のつどいに御参加されている保護者の中には、実は、全くどこにも出られない、いわゆるひきこもりというような状態のお子さんもいらっしゃるそうです。どうしても、この不登校保護者のつどいに参加をする場合には、ひきこもりという視点での話がなかなか出にくいということもありました。

そこで、このひきこもりへの対応を求めていく声も高まってきております。世田谷区では、このひきこもり相談対応を行っているメルクマールなどがあります。不登校の児童生徒の保護者の相談は、学校や教育委員会での相談が主になりますが、中学卒業後に相談するという形でメルクマールを紹介されたとしても、また改めて一からの相談となる不安を抱かれております。早い段階からのメルクマールなどとの関わり、教育委員会との連携をしっかりと進めていくことで、早期対応にもつながると考えております。

ここで伺いいたします。ひきこもりという視点での支援が、中学卒業してからではなく、この不登校保護者のつどいの場を含め多くの場でこのメルクマールなどへの継続的な支援へとつなげていくべきと考えますが、区の見解を伺います。

◎柏原 教育相談・支援課長 ひきこもりにつきましては、その期間が長期に及ぶほど課題が複合化、複雑化する傾向にあることから、その支援に当たりましては、福祉所管と連



携し、ひきこもりの初期段階である不登校の段階から早期に支援につなげていくことが重要と考えております。

不登校やひきこもりなど、生きづらさを抱えた若者やその保護者に対する支援を行うメルクマールセタがやでは、これまでも中学校へのチラシの配付や学校訪問により、卒業前からの情報提供に取り組んでいるところでございます。また、不登校保護者のつどいにおきましても、毎年度、メルクマールセタがやの取組を紹介する機会を設けるなど、情報提供の機会の拡充を図っているところでございます。

教育委員会としましても、福祉所管やそのほかの関係機関と連携を図りながら、今後も、保護者のつどいをはじめ様々な場面で情報提供の機会を設け、中学卒業後に支援が途切れないよう、早期支援の強化に取り組んでまいります。

◆**福田たえ美 委員** ぜひともよろしくお願いたします。この不登校保護者のつどいに参加されている方というのは、やはり限られております。昨年の状況を見ますと、十二回の開催で延べ人数が二百二十八人ということですので、千人近い不登校の児童生徒さんがいることを考えますと、かなり限られた方の参加になるというふうに思います。参加できずに孤立化が深まる御家庭も存在することを察しますと、この教育相談で、また、もう一つ受ける不登校相談というのもありますが、これに関しても、令和三年では二百三十一件ということで、やはり一部の方が御相談をされているという状況になっております。

この不登校のお子さんの背景というのが複雑に絡み合った要因になっている御家庭もあります。保護者も、また不登校を経験したお子さんたちとお話をする機会がありまして、この方々が異口同音でおっしゃるのがスクールソーシャルワーカーの存在を知らなかったという方が多かったです。このスクールカウンセラーさんは、身近に学校で相談ができるので、スクールカウンセラーさんにはいろんなことを相談して、かなり大きな力にはなっていたという事なんですけれども、やはりその御家庭の中に、様々な問題、課題が複雑に絡み合っていたお宅でありまして、そうしますと、どうしても、一方的なこの一つの窓口でそこからうまくつながっていかなかった、紹介はされたけれども、そこから自分でなかなかつながっていけなかったということで途方に暮れて、高校生になってしまったという方もいらっしゃいました。

そこで、スクールソーシャルワーカーに相談していれば、こんなに深く悩まずに済んだのにとこの声をどうにか解決していかなくちゃいけないなというふうに私も思いまして、このスクールソーシャルワーカーが昨年対応した児童生徒数も確認してみますと、不登校だけではないので、トータルでは三百六人の児童生徒に何か対応されているという報告がありました。この数が多いか少ないかというのは非常に難しいんですが、相談を必要とする児童生徒が一人では相談先につなげられないところをスクールソーシャルワーカーが解決の糸口につないでいって、関わってもらえるということですので、今年からだったと思いますが、たしかスクールソーシャルワーカーの人数を増やしていらっしゃるということで、

令和4年9月 決算特別委員会 質疑 福田たえ美  
令和4年10月14日



一応、九名というような形でスタートを今年されていると思います。このスクールソーシャルワーカーさんが今年増員をして、また、経験を少しずつ今積んできてはいると思いますが、このスクールソーシャルワーカーの一年間の経験を生かして、さらに、今後、学校からの依頼による相談のみならず、保護者からも相談が受けられる体制というのが構築できれば、なお一人で悩まずに済むということですが、区の見解をまずは伺いたいと思います。

◎柏原 教育相談・支援課長 不登校のお子さんを持つ家庭の中には、複合的な課題を抱える家庭もあり、必要な情報提供の下、適切に支援につなげていくことが重要と考えております。教育委員会では総合教育相談ダイヤルや不登校支援窓口、教育相談室等において、教育委員会の取組のみならず、必要に応じて他所管における支援や相談機関も案内しまして、適切な支援へのつなぎを行っております。特に福祉的な支援を必要とするケースは多く、こうした家庭への支援に当たっては、お話にございました福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーの役割が重要であり、その専門性の向上と活用の促進に取り組む必要があるものと認識しております。

そのため、今年度より、従来の研修に加えまして、福祉所管が主催する研修にも参加する機会を設け、その専門性の向上に努めるとともに、福祉所管における支援の内容や相談機関の取組について理解を深め、福祉部門との連携の強化に取り組んでいるところでございます。

今後につきましては、スクールソーシャルワーカーの役割や取組等について学校や関係機関のみならず保護者に対しても周知の機会を増やしまして、活用の促進を図ってまいります。

◆福田たえ美 委員 小学校、中学校というのは、本当に人生の中でも限られた時期です。このタイミングを逃して相談につながったとしても、やはり時期を逸するということが絶対にあってはならないと思いますので、教育総合センターが研究、研修を行う場所でもあるということで、この一年間で蓄積したものをまた次に生かして、大きく相談の窓口を広げていただければと思います。

### 移動図書館について

最後に、移動図書館について伺ってまいります。

世田谷区の図書館ビジョンでは、まず見てみましたら、区民一人当たりの資料費、また資料数というのが二十三区の報告がありましたが、なんと、世田谷区は二十三区中二十一位から二十二位ということで、区民一人当たりの資料費、資料数が大変少ないということです。また、登録率というのも見てみましたが、下から六番目ということで、これも二十三区では、図書館の登録数が大変低いということになっております。これを見ていきます

と、二十三区でも区民への図書への恩恵が大変低いと言わざるを得ない状況かなと思っております。

コロナ禍において、読書への高まりとして、実は移動図書館というのが再びブームになっているということです。全国では、実は、京都では、三十年ぶりに移動図書館、あおぞら号というのを、車椅子でも利用ができるように更新をするということで、誰にでも使ってもらえるように更新をされておりました。また、山梨県甲府市では、やはり移動図書館、なでしこ号というのがあるんですが、室内の図書館と異なる点ですが、野外における移動図書館であると、集まった人と交流ができるということで、フレイル予防にも大変役に立っているというふうに言われています。また、子どもが本に触れ合う場を増やす契機にもなったということです。

区内には、書籍を手にとって読むことができる図書館、要は本が置いてある図書室というのなんですが、図書館カウンターを除きますと二十一館というふうになっておりました。区内の図書館の設置地域をマップに落として見てみますと、二十八のまちづくりセンターよりも少ないです。どう見ても、交通不便地域の存在や、また、高齢化の進展で図書館が大変遠く、行けない場所になっておりました。また、世田谷区立図書館ビジョンの基本方針一に示されました、ゼロ歳児からの読書を支える図書館を世田谷区は目指すというふうになっていますが、現状は、コロナの影響もありますが、子ども向け事業が大変低迷しているということは、今後、一層の工夫が必要というふうに考えられます。

佐倉市というところでは、公共空間を活用し、移動図書館で豊かな日常の展開として社会実験を行っておりました。「早朝の水辺で、本とコーヒーとパンで豊かな一日の始まり」として、広場を活用しての実証実験は、絵本の読み聞かせも自発的に行う人もいて、子どもが食い入るように聞いていたそうです。コロナ禍により屋外での活動へと変遷している中、本を貸し出すだけの移動図書館ではなく、屋外公共空間を新たな発想で魅力的に活用しているところも重要な視点であります。

例えばですが、二子玉川公園にはキッチンカーもあり、土日は親子で訪れる姿が多く見受けられます。しかし、この周辺には書籍が置いてある図書館というものが無い地域です。こういった場所などにも、移動図書館的な屋外公共空間を最大に活用していくことも求められています。

ここで伺いますが、他自治体では、移動図書館が再ブームになっております。区として、より多くの区民が図書に触れる機会を創出して、民間活用も視野に入れて移動図書館の活用をすべきと考えますが、区の見解を伺います。

◎會田 中央図書館長 まず、世田谷区の移動図書館の今までの経緯でございますが、図書館未設置地区への図書館サービス補完のために、昭和五十四年に自動自動車図書館による巡回サービスを開始いたしました。当時は区立図書館が八館しかなく、ピーク時で区内十二拠点を巡回し、年間三十四万冊の貸出し実績がありました。その後、図書館が順次



令和4年9月 決算特別委員会 質疑 福田たえ美  
令和4年10月14日



開館し、図書館ネットワークを整備し、半径一キロ以内に、図書館を整備するという方針に基づき整備してまいりましたので、利用も減少したということで、平成十四年に一旦その役割を終えたという経緯がございます。

冊子について、資料数というところで、世田谷には約二百万冊の資料がございますが、これを人口一人当たりというところでは、残念ながら、二十三区の中の下位になってしまふということ、また、利用率につきましても約三割というところで、この利用率をアップするというのは課題というふうに考えてございます。

移動図書館サービスのメリットといたしましては、区民の方、特に子どもや高齢者にとって、より身近なところで図書等を借りられる点が挙げられます。一部の地域図書館では、地域のイベントなどで図書館で不要になったリユース本などを持ち込み、配付する取組を行っております。こうした工夫などを活用することによって、公園など身近な場所での読書機会の確保等、今後、検討してまいります。

◆**福田たえ美 委員** より多くの区民の方にこの読書の機会をぜひとも設けていただきたいと思います。

以上で、公明党からの質疑を終了させていただきます。